

ふるさと納税の指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定について

■指定納付受託者

地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおりふるさと納税の指定納付受託者を指定しました。

1 指定納付受託者の名称及び指定した日

名称	指定した日
株式会社トラストバンク	令和 4 年 4 月 1 日
スルガカード株式会社	令和 4 年 4 月 1 日
楽天株式会社	令和 5 年 4 月 1 日
PayPay 株式会社	令和 5 年 4 月 1 日
株式会社さとふる	令和 6 年 4 月 1 日
株式会社アイモバイル	令和 6 年 4 月 1 日
株式会社エフレジ	令和 6 年 1 1 月 1 日
株式会社サンクキカク	令和 6 年 1 1 月 2 0 日
アマゾンジャパン合同会社	令和 7 年 4 月 2 8 日

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

寄附金

■指定公金事務取扱者

地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおりふるさと納税の指定公金事務取扱者を指定しました。

1 指定公金事務取扱者の名称及び指定した日

名称	指定した日
楽天グループ株式会社	令和 7 年 4 月 1 日

2 指定公金事務取扱者に委託する公金事務に係る歳入の種類

寄附金